

議案第 16 号

大田原市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
大田原市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 2 年 3 月 2 日提出

大田原市長 津久井 富雄

大田原市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例

大田原市職員のサービスの宣誓に関する条例（昭和29年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

- 2 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員のサービスの宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることができる。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。